

長野県過疎地域持続的発展計画《概要版》【令和3～7年度（2021～2025年度）】

策定の趣旨 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条及び長野県過疎地域持続的発展方針に基づき、県が過疎地域の市町村と協力して実施する又は支援する事業について取りまとめ、策定するもの

基本目標

基本的な方向

施策の展開

指標名	目標
過疎市町村等の人口減少率	R2年からR7年の減少率：△ 3.0% (特段の政策を講じない場合の減少率：△5.0%)
過疎市町村等の若年者比率	R7年： 現状の水準以上 (R3年：12.5%)
過疎市町村等の財政力指数の平均	R7年度： 現状の水準以上 (R3年度：0.303)

創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり	確かな暮らしが営まれる地域づくり
<ul style="list-style-type: none"> モノの豊かさよりも心の豊かさに重きを置き、自らの人生を自らデザインできる創造的な生活のある地域をつくる 地域に今ある価値（原風景・町並み、伝統・文化等）を再認識し、高め、発信することで、都市住民が憧れを抱く地域をつくる 学びと自治の力を発揮し、「クリエイティブ・フロンティア」（これからの時代を牽引する新しい生き方や暮らし方、価値を創造できる最先端の地域）へと価値観の転換を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 人々が地域で安心して暮らし続けることができる基盤を確保する 田園回帰（信州回帰）の潮流を捉え、移住・二地域居住の推進、つながり人口の創出により、地域活動と地域の産業を支える人材を確保・育成する DXの推進により、必要な生活・行政サービスを受受できる環境を整備する 地域にある資源を活かし、過疎地域から脱炭素(ゼロカーボン)社会を実現する

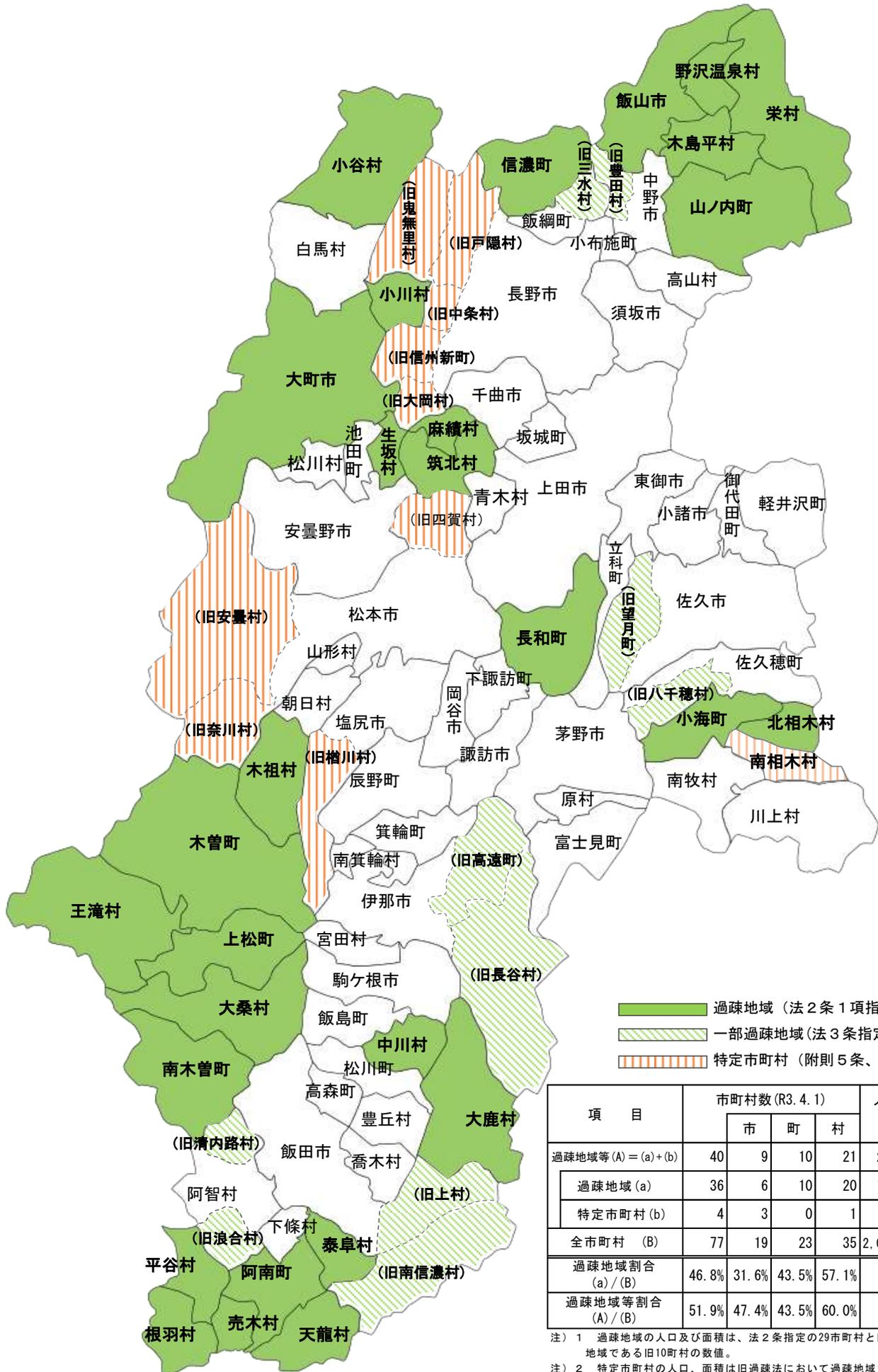
2つの「基本的な方向」を、共通の視点・目指すべき方向として市町村等の関係者と共有しながら、以下の施策を推進

施策分野	【主な関連目標】 指標名	現状	目標（R7年度）
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	✓ 移住者数	1,088人 (R2年度)	1,300人
2 産業の振興、観光の開発	✓ 企業立地件数	20件 (R2年度)	100件 (R3～7累計)
3 地域における情報化	✓ 特に国民の利便性向上に資する手続とされている手続のオンライン化率	0% (R2年度)	100%
4 交通施設の整備、交通手段の確保	✓ 地域公共交通計画を策定する市町村数	17市町村 (R2年度)	40市町村
5 生活環境の整備	✓ 污水处理人口普及率	97.8% (R2年度)	99.1%
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	✓ 保育所等利用待機児童数	9人 (R3年度)	0人
7 医療の確保	✓ 医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	233.1 (H30年度)	233.1以上
8 教育の振興	✓ 山村留学に取り組む団体数	14団体 (R3年度)	18団体
9 集落の整備	✓ 小さな拠点形成数	30か所 (R2年度)	35か所
10 地域文化の振興等	✓ 文化財指定等件数	829件 (R2年度)	906件
11 再生可能エネルギーの利用の推進	✓ 1村1自然エネルギープロジェクト登録数	163件 (R2年度)	213件
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	✓ 圏域全体の活性化に取り組む圏域数	8圏域 (R2年度)	9圏域

※各指標における数値は、原則として特定市町村を含む過疎市町村40団体の数値を設定
※今後の県総合5か年計画の策定等を踏まえ、上記に掲げた目標の見直しを実施

各部署・現地機関が一丸となって、長野県市町村過疎地域対策協議会と連携しながら計画的に対策を推進

長野県の過疎地域等 〈令和3年4月1日現在〉



過疎地域（法2条1項指定）
 一部過疎地域（法3条指定）
 特定市町村（附則5条、7条）

項目	市町村数 (R3. 4. 1)			人口 (人)	面積 (km ²)	
	市	町	村			
過疎地域等 (A) = (a) + (b)	40	9	10	21	205, 828	7, 215. 1
過疎地域 (a)	36	6	10	20	183, 169	6, 004. 2
特定市町村 (b)	4	3	0	1	22, 659	1, 210. 9
全市町村 (B)	77	19	23	35	2, 098, 804	13, 561. 6
過疎地域割合 (a) / (B)	46. 8%	31. 6%	43. 5%	57. 1%	8. 7%	44. 3%
過疎地域等割合 (A) / (B)	51. 9%	47. 4%	43. 5%	60. 0%	9. 8%	53. 2%

注) 1 過疎地域の人口及び面積は、法2条指定の29市町村と同3条指定の一部過疎地域である旧10町村の数値。
 注) 2 特定市町村の人口、面積は旧過疎法において過疎地域であった区域の数値。
 注) 3 人口・面積はH27国勢調査の結果による。